



宮崎県公報

平成19年8月30日(木曜日) 第1909号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社

発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目次

規則

○宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則……(行政経営課) 1

告示

○指定居宅サービス事業者の指定……(高齢者対策課) 1

○指定居宅サービス事業所の名称又は所在地の変更……(") 2

○指定居宅サービス事業の廃止……(") 2

○指定居宅介護支援事業者の指定……(") 2

○指定介護予防サービス事業者の指定……(") 3

○指定介護予防サービス事業所の名称又は所在地

の変更……(高齢者対策課) 3

○指定介護予防サービス事業の廃止……(") 4

○道路の区域の変更(14件)……(道路保全課) 4

○道路の供用の開始(12件)……(") 7

○土砂災害警戒区域の指定(2件)……(砂防課) 10

○都市計画の変更(9件)……(都市計画課) 11

公告

○地図及び簿冊の認証(2件)……(農村計画課) 12

○土地改良区の役員の就退任の届出……(農村整備課) 13

○県営土地改良事業の工事の完了……(") 13

○公共測量の実施の通知……(管理課) 13

○入札公告……13

規則

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年八月三十日

宮崎県知事 東国原 英夫

宮崎県規則第六十号

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則

宮崎県事務委任規則(昭和四十年宮崎県規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表西日柱支庁長の項第五号中9を削り、8を9とし、7を8とし、6を7とし、5を6とし、4を5とし、3を4とし、2を3とし、1を2とし、2の前に次のように加える。

- 1 第十一条第二項の規定による命令及び質問に関すること(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、共同生活介護、共同生活援助及び相談支援の各自立支援給付対象サービス等に係るものに限る。)

別表西日柱支庁長の項第十号を次のように改める。

十 削除

別表福祉事務所長の項第四号中9を削り、8を9とし、7を8とし、6を7とし、5を6とし、4を5とし、3を4とし、2を3とし、1を2とし、2の前に次のように加える。

- 1 第十一条第二項の規定による命令及び質問に関すること(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、共同生活介護、共同生活援助及び相談支援の各自立支援給付対象サービス等に係るものに限る。)

別表福祉事務所長の項第十号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 697号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成19年8月30日

宮崎県知事 東国原 英夫

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510117577	外山内科神経内科医院	宮崎県宮崎市吉村町境日甲1529番地1	医療法人千春会	宮崎県宮崎市吉村町境日甲1529番地1	平成19年7月1日	訪問リハビリテーション
4570103988	たんぼぼデイサービスセンター	宮崎県宮崎市大塚町権現前 920-1	有限会社サン・ヴィレッヂ	宮崎県西諸県郡野尻町紙屋 773-85	平成19年7月1日	通所介護
4570104036	デイサービス 与苑	宮崎県宮崎市広原312番地1	有限会社与苑	宮崎県宮崎市広原312番地1	平成19年7月1日	通所介護
4570104044	合同会社 ヘルパーステーション	宮崎県宮崎市小松3145番地1	合同会社ヘルパーステーション木蓮	宮崎県宮崎市小松3145番地1	平成19年7月1日	訪問介護

	木蓮					
4570400459	訪問介護ステーション オアシス	宮崎県日南市戸高四丁目1番地4	有限会社オアシス	宮崎県日南市戸高四丁目1番地3	平成19年7月7日	訪問介護
4571800434	ショートステイ幸ちゃんの家	宮崎県西諸県郡野尻町東麓2656-1	有限会社ウエハラ	宮崎県西諸県郡野尻町東麓字田子ノ下2658番地86	平成19年7月9日	短期入所生活介護
4570500514	ヘルパーセンター悠	宮崎県小林市東方字大久津1407-1	株式会社悠	宮崎県小林市堤2415番地12	平成19年7月10日	訪問介護
4570600686	よりあいサロン	宮崎県日向市日知屋 14856番地13	特定非営利活動法人よりあいの会	宮崎県日向市平岩8624番地1	平成19年7月10日	通所介護
4570500498	デイサービスセンター悠	宮崎県小林市東方字大久津1407-1	株式会社悠	宮崎県小林市堤2415番地12	平成19年7月10日	通所介護
4570201709	大橋クリニック	宮崎県都城市庄内町7981-5	大橋 剛	宮崎県都城市庄内町7981-5	平成19年7月17日	通所リハビリテーション
4570104051	デイサービスセンター安寿	宮崎県宮崎市佐土原町下田島 20113番26	有限会社メディカルプログレス	宮崎県宮崎市大工1丁目10番3号	平成19年7月21日	通所介護
4570301244	デイサービスセンターきたかた	宮崎県延岡市北方町角田丑1369番地90	有限会社富士	宮崎県延岡市北方町角田丑1369番地90	平成19年7月21日	通所介護
4570500506	みどりの丘デイサービスセンター	宮崎県小林市細野512番地15	社会福祉法人小林市社会福祉協議会	宮崎県小林市細野367番地1	平成19年7月22日	通所介護

宮崎県告示第 698号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業所の名称又は所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成19年8月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	変更前		変更後		変更年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	所在地		
4570300592	有限会社あい愛ライフ	宮崎県延岡市出北5丁目16番8号	有限会社あい愛ライフ	宮崎県延岡市出北3丁目11番14号	平成19年7月8日	訪問介護

宮崎県告示第 699号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成19年8月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510212436	医療法人社団明倫会宮下クリニック	宮崎県都城市庄内町7981-5	医療法人社団明倫会宮下クリニック	宮崎県都城市庄内町7981-5	平成19年7月14日	通所リハビリテーション

宮崎県告示第 700号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成19年8月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業		指定居宅介護支援者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570103996	介護支援センター浮田	宮崎県宮崎市浮田1185番地4	株式会社 なかしま	宮崎県宮崎市浮田1185番地4	平成19年7月1日	居宅介護支援
4570600678	ひむか居宅介護支援センター	宮崎県日向市日知屋字榎ノ山1382番地20	社会福祉法人良純会	宮崎県日向市日知屋字深溝 622番 116	平成19年7月3日	居宅介護支援

宮崎県告示第 701号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成19年8月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510117577	外山内科神経内科医院	宮崎県宮崎市吉村町境日甲1529番地1	医療法人千春会	宮崎県宮崎市吉村町境日甲1529番地1	平成19年7月1日	介護予防訪問リハビリテーション
4570103988	たんぼぼデイサービスセンター	宮崎県宮崎市大塚町権現前 920-1	有限会社サン・ヴィレッヂ	宮崎県西諸県郡野尻町紙屋 773-85	平成19年7月1日	介護予防通所介護
4570104036	デイサービス 与苑	宮崎県宮崎市広原312番地1	有限会社与苑	宮崎県宮崎市広原312番地1	平成19年7月1日	介護予防通所介護
4570104044	合同会社 ヘルパーステーション木蓮	宮崎県宮崎市小松3145番地1	合同会社ヘルパーステーション木蓮	宮崎県宮崎市小松3145番地1	平成19年7月1日	介護予防訪問介護
4571800434	ショートステイ 幸ちゃんの家	宮崎県西諸県郡野尻町東麓2656-1	有限会社ウエハラ	宮崎県西諸県郡野尻町東麓字田子ノ下2658番地86	平成19年7月9日	介護予防短期入所生活介護
4570500498	デイサービスセンター悠	宮崎県小林市東方字大久津1407-1	株式会社悠	宮崎県小林市堤2415番地12	平成19年7月10日	介護予防通所介護
4570600686	よりあいサロン	宮崎県日向市日知屋 14856番地13	特定非営利活動法人よりあいの会	宮崎県日向市平岩8624番地1	平成19年7月10日	介護予防通所介護
4571800350	アメックスヘルパーステーション	宮崎県西諸県郡野尻町三ヶ野山字岩瀬口3272-2	株式会社アメックスエステート	宮崎県宮崎市江平東町10番地6	平成19年7月12日	介護予防訪問介護
4570201709	大橋クリニック	宮崎県都城市庄内町7981-5	大橋 剛	宮崎県都城市庄内町7981-5	平成19年7月17日	介護予防通所リハビリテーション
4570104051	デイサービスセンター安寿	宮崎県宮崎市佐土原町下田島 20113番26	有限会社メディカルプログレス	宮崎県宮崎市大工1丁目10番3号	平成19年7月21日	介護予防通所介護
4570301244	デイサービスセンターきたかた	宮崎県延岡市北方町角田丑1369番地90	有限会社富士	宮崎県延岡市北方町角田丑1369番地90	平成19年7月21日	介護予防通所介護
4570500506	みどりの丘デイサービスセンター	宮崎県小林市細野512番地15	社会福祉法人小林市社会福祉協議会	宮崎県小林市細野367番地1	平成19年7月22日	介護予防通所介護

宮崎県告示第 702号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、

指定介護予防サービス事業所の名称又は所在地の変更について次のとおり届出があった。
平成19年8月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	変更前		変更後		変更年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	所在地		
4570300592	有限会社あい愛ライフ	宮崎県延岡市出北5丁目16番8号	有限会社あい愛ライフ	宮崎県延岡市出北3丁目11番14号	平成19年7月8日	介護予防訪問介護

宮崎県告示第 703号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。
平成19年8月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510212436	医療法人社団明倫会宮下クリニック	宮崎県都城市庄内町7981-5	医療法人社団明倫会宮下クリニック	宮崎県都城市庄内町7981-5	平成19年7月14日	介護予防通所リハビリテーション

宮崎県告示第 704号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
なお、関係図面は、平成19年8月30日から平成19年9月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成19年8月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	国道 2 18号	延岡市舞野町1459番1地先から同市平田町1101番3地先まで	旧	8.1 ~ 27.1	493.0
				新	16.0 ~ 39.1	493.0

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	国道 2 21号	西諸県郡高原町大字西麓字馬登1792番2地先から同郡同町同大字同字1795番1地先まで	旧	11.0 ~ 17.0	92.0
				新	12.2 ~ 17.0	92.0

宮崎県告示第 706号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
なお、関係図面は、平成19年8月30日から平成19年9月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成19年8月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	国道 2 23号	西諸県郡高原町大字蒲牟田字広原1206番地先	旧	16.3 ~ 19.3	40.5
				新	16.3 ~	40.5

宮崎県告示第 705号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
なお、関係図面は、平成19年8月30日から平成19年9月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成19年8月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

から同郡同
町同大字同
字1206番3
地先まで

19.3

字同字4749
番3地先ま
で

宮崎県告示第 707号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 8 月30日から平成19年 9 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 8 月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 65号	西臼杵郡五 ヶ瀬町大字 鞍岡字川崎 3943番1地 先から同郡 同町同大字 同字3943番 1地先まで	旧	21.6 ～ 22.2	12.0
				新	25.6 ～ 26.2	12.0

宮崎県告示第 708号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 8 月30日から平成19年 9 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 8 月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 65号	西臼杵郡五 ヶ瀬町大字 鞍岡字上大 平4771番7 地先から同 郡同町同大 字同字4771 番1地先ま で	旧	8.4 ～ 8.9	22.0
				新	8.4 ～ 16.2	22.0
				旧	28.2 ～ 32.5	14.2
				新	28.2 ～ 36.5	14.2

宮崎県告示第 709号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 8 月30日から平成19年 9 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 8 月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 3 27号	東臼杵郡美 郷町西郷区 田代字小次 郎ヶ谷 128 21番1地先 から同郡同 町同区田代 同字 12821 番1地先ま で	旧	31.7 ～ 37.4	75.5
				新	43.0 ～ 59.2	75.5

宮崎県告示第 710号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 8 月30日から平成19年 9 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 8 月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 3 88号	東臼杵郡椎 葉村大字大 河内字尾崎 289番84地 先から同郡 同村同大字 同字 289番 84地先まで	旧	6.7 ～ 7.0	15.0
				新	8.0 ～ 8.6	15.0
				旧	8.5 ～ 19.1	23.5
				新	20.3 ～ 27.3	23.5

			鬼神野同字 1551番1地 先まで			
			東臼杵郡美 郷町南郷区 水清谷字蕨 野3329番1 地先から同 郡同町同区 水清谷同字 3330番1地 先まで	旧	11.0 ~ 13.8	33.0
				新	11.0 ~ 18.1	33.0

			神門同字25 68番24地先 まで			
			東臼杵郡美 郷町南郷区 中渡川字尾 形原17番6 地先から同 郡同町同区 中渡川同字 17番6地先 まで	旧	6.9 ~ 7.8	14.6
				新	7.0 ~ 18.4	14.6
			東臼杵郡美 郷町南郷区 神門字山草 2681番4地 先から同郡 同町同区神 門同字2681 番4地先ま で	旧	4.4 ~ 4.7	10.8
				新	8.4 ~ 9.1	10.8

宮崎県告示第 711号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 8 月30日から平成19年 9 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 8 月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
24	県道	高鍋高 岡線	児湯郡新富 町大字新田 字大中原 1 7153番2地 先から同郡 同町同大字 同字 17129 番1地先ま で	旧	10.5 ~ 13.8 18.5 ~ 24.8	168.0 160.2
				新	15.2 ~ 25.4	160.2

宮崎県告示第 713号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 8 月30日から平成19年 9 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 8 月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
210	県道	宇納間 日之影 線	西臼杵郡日 之影町大字 分城字竹ノ 平 814番1 地先から同 郡同町同大 字同字 814 番1地先ま で	旧	15.9 ~ 21.1	31.4
				新	15.9 ~ 25.6	31.4
				旧	29.0 ~ 35.3	10.7
				新	29.0 ~ 48.5	10.7

宮崎県告示第 712号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 8 月30日から平成19年 9 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 8 月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
39	県道	西都南 郷線	東臼杵郡美 郷町南郷区 神門字鷺ノ 巣2568番24 地先から同 郡同町同区	旧	16.2 ~ 20.2	26.0
				新	32.0 ~ 41.0	26.0

			西臼杵郡日 之影町大字 分城字竹ノ 平 816番 6 地先から同 郡同町同大 字同字 815 番 1 地先ま で	旧	18.3 ~ 22.3	20.8
				新	20.4 ~ 25.0	20.8

宮崎県告示第 714号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 8 月30日から平成19年 9 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 8 月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
235	県道	檉原細 見線	延岡市北方 町二股字中 藪亥 514番 6 地先から 同市同町二 股同字亥 5 13番 8 地先 まで	旧	4.8 ~ 13.0	72.0
				新	7.8 ~ 16.8	72.0

宮崎県告示第 715号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 8 月30日から平成19年 9 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 8 月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
240	県道	日豊海 岸北川 線	延岡市須美 江町 223番 2 地先から 同市同町 6 50番地先ま で	旧	6.5 ~ 14.6	437.6
				新	9.8 ~ 26.1	427.7

宮崎県告示第 716号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道

路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 8 月30日から平成19年 9 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 8 月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
302	県道	高鍋美 々津線	児湯郡川南 町大字川南 字坂下 174 19番 4 地先 から同郡同 町同大字字 大谷下 174 45番 3 地先 まで	旧	5.8 ~ 12.8	160.5
				新	9.6 ~ 16.0	160.5

宮崎県告示第 717号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 8 月30日から平成19年 9 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 8 月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
401	県道	奈佐木 高岡線	小林市須木 大字奈佐木 字下前田41 67番 1 地先 から同市須 木同大字同 字4190番 1 地先まで	旧	7.0 ~ 12.5	127.0
				新	9.5 ~ 13.0	127.0

宮崎県告示第 718号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 8 月30日から平成19年 9 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 8 月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 18号	延岡市舞野 町1459番 1	平成19年 8 月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

地先から同
市平田町11
01番3地先
まで

宮崎県告示第 719号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 8 月30日から平成19年 9 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 8 月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 21号	西諸県郡高 原町大字西 麓字馬登17 92番 2 地先 から同郡同 町同大字同 字1795番 1 地先まで	平成19年 8 月30日

宮崎県告示第 720号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 8 月30日から平成19年 9 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 8 月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 65号	西臼杵郡五 ヶ瀬町大字 鞍岡字川崎 3943番 1 地 先から同郡 同町同大字 同字3943番 1 地先まで	平成19年 8 月30日

宮崎県告示第 721号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 8 月30日から平成19年 9 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 8 月30日

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 65号	西臼杵郡五 ヶ瀬町大字 鞍岡字上大 平4771番 7 地先から同 郡同町同大 字同字4771 番 1 地先ま で	平成19年 8 月30日
			西臼杵郡五 ヶ瀬町大字 鞍岡字松ノ 平4749番 3 地先から同 郡同町同大 字同字4749 番 3 地先ま で	

宮崎県告示第 722号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 8 月30日から平成19年 9 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 8 月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 27号	東臼杵郡美 郷町西郷区 田代字小次 郎ヶ谷 128 21番 1 地先 から同郡同 町同区田代 同字 12821 番 1 地先ま で	平成19年 8 月30日

宮崎県告示第 723号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 8 月30日から平成19年 9 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 8 月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 88号	東臼杵郡椎 葉村大字大 河内字尾崎 289番84地 先から同郡 同村同大字 同字 289番 84地先まで	平成19年 8 月30日
			東臼杵郡美 郷町南郷区 鬼神野字貝 野1550番 1 地先から同 郡同町同区 鬼神野同字 1551番 1 地 先まで	
			東臼杵郡美 郷町南郷区 水清谷字蕨 野3329番 1 地先から同 郡同町同区 水清谷同字 3330番 1 地 先まで	

宮崎県告示第 724号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 8 月30日から平成19年 9 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 8 月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
24	県道	高鍋高 岡線	児湯郡新富 町大字新田 字大中原 1 7153番 2 地 先から同郡 同町同大字 同字 17129	平成19年 8 月30日

			番 1 地先ま で	
--	--	--	--------------	--

宮崎県告示第 725号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 8 月30日から平成19年 9 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 8 月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
39	県道	西都南 郷線	東臼杵郡美 郷町南郷区 神門字鷺ノ 巣2568番24 地先から同 郡同町同区 神門同字25 68番24地先 まで	平成19年 8 月30日
			東臼杵郡美 郷町南郷区 中渡川字尾 形原17番 6 地先から同 郡同町同区 中渡川同字 17番 6 地先 まで	
			東臼杵郡美 郷町南郷区 神門字山草 2681番 4 地 先から同郡 同町同区神 門同字2681 番 4 地先ま で	

宮崎県告示第 726号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 8 月30日から平成19年 9 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 8 月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
210	県道	宇納間 日之影 線	西臼杵郡日 之影町大字 分城字竹ノ 平 814番 1 地先から同 郡同町同大 字同字 814 番 1 地先ま で	平成19年 8 月30日
			西臼杵郡日 之影町大字 分城字祝野 本39番92地 先から同郡 同町同大字 同字39番51 地先まで	
			西臼杵郡日 之影町大字 分城字竹ノ 平 816番 6 地先から同 郡同町同大 字同字 815 番 1 地先ま で	

宮崎県告示第 727号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 8 月30日から平成19年 9 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 8 月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
235	県道	檜原細 見線	延岡市北方 町二股字中 藪亥 514番 6 地先から 同市同町二 股同字亥 5 13番 8 地先 まで	平成19年 9 月 1 日

宮崎県告示第 728号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 8 月30日から平成19年 9 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 8 月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
302	県道	高鍋美 々津線	児湯郡川南 町大字川南 字坂下 174 19番 4 地先 から同郡同 町同大字字 大谷下 174 45番 3 地先 まで	平成19年 8 月30日

宮崎県告示第 729号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 8 月30日から平成19年 9 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 8 月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
401	県道	奈佐木 高岡線	小林市須木 大字奈佐木 字下前田41 67番 1 地先 から同市須 木同大字同 字4190番 1 地先まで	平成19年 8 月30日

宮崎県告示第 730号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成19年 8 月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町 村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
門川町	曾 ノ 田	I-1-1160	急傾斜地の崩壊
	西 の 園	I-1-1161	急傾斜地の崩壊
	丸 尾	I-1-1163	急傾斜地の崩壊
	下 の 内	I-1-1164	急傾斜地の崩壊
	曾の田-1	I-1-3445	急傾斜地の崩壊
	曾の田-2	I-1-3446	急傾斜地の崩壊
	尾地ヶ谷	I-1-3475	急傾斜地の崩壊
	尾地ヶ谷川	09-421-1-009	土 石 流
	上井野谷川1	09-421-2-017	土 石 流
丸 の 方	09-421-2-018	土 石 流	
美郷町	中 田	I-1-1326	急傾斜地の崩壊
	甲 田 - 1	II-2-0408	急傾斜地の崩壊
	中田谷川1	09-425-1-013	土 石 流
	甲田谷川1	09-425-1-014	土 石 流
	中田谷川2	09-425-2-024	土 石 流

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日向土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 731号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成19年8月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町 村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
延岡市	伊 形 - 2	I-1-3617	急傾斜地の崩壊
	伊 形 - 3	I-1-3645	急傾斜地の崩壊
	伊 形 - 4	II-1-7519	急傾斜地の崩壊
	一ヶ岡第1	I-1-1451	急傾斜地の崩壊
	一ヶ岡第2	I-1-1452	急傾斜地の崩壊
	一ヶ岡第3	I-1-1453	急傾斜地の崩壊
	一ヶ岡第5	I-2-0076	急傾斜地の崩壊
	北一ヶ岡-1	I-1-3618	急傾斜地の崩壊
	北一ヶ岡-2	I-1-3619	急傾斜地の崩壊
	南一ヶ岡-3	I-1-3642	急傾斜地の崩壊
	土々呂第3	I-1-2142	急傾斜地の崩壊
	松 原 - 1	I-1-3621	急傾斜地の崩壊
	松 原 - 2	II-1-7535	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 732号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所、宮崎県高岡土木事務所及び宮崎市都市整備部都市計画課、佐土原総合支所建設課、高岡総合支所建設課において公衆の縦覧に供する。

平成19年8月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 都市計画の種類及び名称
宮崎広域都市計画道路3・1・1号 花ヶ島西通線 外69路線
- 都市計画を変更した土地の区域
 - 追加した部分
なし
 - 削除した部分
なし

宮崎県告示第 733号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所及び宮崎市都市整備部都市計画課、宮崎市田野総合支所建設課において公衆の縦覧に供する。

平成19年8月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 都市計画の種類及び名称
田野都市計画道路3・5・1号 北桜寺町線 外2路線
- 都市計画を変更した土地の区域
 - 追加した部分
なし
 - 削除した部分
なし

宮崎県告示第 734号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所、宮崎市都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成19年8月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 都市計画の種類及び名称
宮崎広域都市計画公園4・5・1号 生目台公園
- 都市計画を変更した土地の区域
 - 追加した部分
なし
 - 削除した部分
なし

宮崎県告示第 735号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県高岡土木事務所、宮崎市都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成19年 8月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 都市計画の種類及び名称

宮崎広域都市計画公園 5・5・1号 天ヶ城運動公園

2 都市計画を変更した土地の区域

(1) 追加した部分

なし

(2) 削除した部分

なし

宮崎県告示第 736号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第18条第 1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所、宮崎市都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成19年 8月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 都市計画の種類及び名称

宮崎広域都市計画公園 5・5・2号 久峰総合公園

2 都市計画を変更した土地の区域

(1) 追加した部分

なし

(2) 削除した部分

なし

宮崎県告示第 737号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第18条第 1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所、宮崎市都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成19年 8月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 都市計画の種類及び名称

宮崎広域都市計画公園 5・5・3号 萩の台公園

2 都市計画を変更した土地の区域

(1) 追加した部分

なし

(2) 削除した部分

なし

宮崎県告示第 738号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第18条第 1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所、宮崎市都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成19年 8月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 都市計画の種類及び名称

宮崎広域都市計画公園 6・5・1号 生目の杜運動公園

2 都市計画を変更した土地の区域

(1) 追加した部分

なし

(2) 削除した部分

なし

宮崎県告示第 739号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第18条第 1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所、宮崎市都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成19年 8月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 都市計画の種類及び名称

宮崎広域都市計画公園 8・5・1号 蓮ヶ池史跡公園

2 都市計画を変更した土地の区域

(1) 追加した部分

なし

(2) 削除した部分

なし

宮崎県告示第 740号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第18条第 1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所、宮崎市都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成19年 8月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 都市計画の種類及び名称

宮崎広域都市計画公園 9・7・1号 阿波岐原森林公園

2 都市計画を変更した土地の区域

(1) 追加した部分

なし

(2) 削除した部分

なし

公 告

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成19年 8月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 地籍調査を行った者の名称

日向市

2 地籍調査を行った期間

平成17年 4月 1日から平成19年 3月12日

3 地籍調査を行った地域

日向市東郷町山陰乙の一部

4 認証年月日

平成19年 8月20日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2項の規定により、

次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成19年8月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 地籍調査を行った者の名称

延岡市

2 地籍調査を行った期間

平成15年4月1日から平成19年3月23日

3 地籍調査を行った地域

延岡市富美山町の一部

4 認証年月日

平成19年8月20日

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、石山土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成19年8月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	清 水 安 次	都城市高城町石山 253番地イ 2
副理事長	天神原 修	都城市高城町石山1135番地ロ
理 事	中 吉 幸 一	都城市高城町石山2718番地 4
理 事	池 澤 幸 一	都城市高城町石山1596番地
理 事	松 木 堯 子	都城市高城町石山1032番地
理 事	川 畑 博 男	都城市高城町有水2887番地
監 事	末 広 義 美	都城市高城町石山2388番地
監 事	中 園 茂 昌	都城市高城町石山1916番地

（任期：平成23年7月23日まで）

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	清 水 安 次	都城市高城町石山 253番地イ 2
理 事	天神原 修	都城市高城町石山1135番地ロ
理 事	中 吉 幸 一	都城市高城町石山2718番地 4
理 事	池 澤 幸 一	都城市高城町石山1596番地
理 事	松 木 堯 子	都城市高城町石山1032番地
理 事	川 畑 博 男	都城市高城町有水2887番地

監 事	末 広 義 美	都城市高城町石山2388番地
監 事	中 園 茂 昌	都城市高城町石山1916番地

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

平成19年8月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

地 区 名	市町村名	事 業 名	完了年月日
御 池	都城市	農地保全整備事業	平成19年6月18日

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、清武町長から次のとおり通知があった。

平成19年8月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 作業の種類
公共測量（カラー撮影、縮尺 1 /10,000）
- 2 作業期間
平成19年8月15日から平成19年9月28日まで
- 3 作業地域
清武町全域

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成19年8月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 借入物品及び数量 宮崎県人事給与システム用機器等 一式
 - (2) 借入物品の特性等 入札説明書及び調達仕様書による。
 - (3) 契約期間 平成20年1月1日から平成24年12月31日まで（60月）
 - (4) 納入期限 平成19年12月28日
 - (5) 納入場所 入札説明書による
 - (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容にかかる一切の諸経費を含めた額とし、賃借料一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 5 に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 契約に係る特記事項
 - (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

<p>イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額または削除された場合</p> <p>(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) この入札に参加する資格を有する者は、次の各号をすべて満たす者とする。</p> <p>ア 平成19年宮崎県告示第 339号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理（システム開発を含む。）、データエントリー及びその他のものであること。</p> <p>イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。</p> <p>ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置し、及び設定できると認められる者であること。</p> <p>エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。</p> <p>オ 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。</p> <p>(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イからオまでの資格要件を満たすことを証明できる書類を提出しなければならない。 なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。</p> <p>ア 提出場所 宮崎県総務部人事課法令遵守・人給システム担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985(32)4474</p> <p>イ 提出期限 平成19年9月25日午後5時15分</p> <p>ウ 提出方法 持参又は郵送（郵便にあつては、書留郵便に限る。）により提出すること。</p> <p>4 契約条項を示す場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県総務部人事課法令遵守・人給システム担当</p> <p>(2) 期間 平成19年8月30日から平成19年10月5日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時15分まで）</p> <p>5 入札説明書の交付場所及び交付期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県総務部人事課法令遵守・人給システム担当</p> <p>(2) 期間 平成19年8月30日から平成19年10月5日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時15分まで）</p> <p>6 入札説明会の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 宮崎県庁附属棟 204号室 宮崎市橘通東2丁目10番1号</p> <p>(2) 日時 平成19年9月10日午前10時</p> <p>7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法</p> <p>(1) 提出場所 宮崎県総務部人事課法令遵守・人給システム担当</p> <p>(2) 提出期限 平成19年10月9日午前9時</p> <p>(3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあつては、書留郵便に限る。）によること。</p> <p>8 開札の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 宮崎県庁附属棟 204号室</p> <p>(2) 日時 平成19年10月9日午前10時</p> <p>9 入札保証金</p> <p>入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則</p>	<p>第2号）第100条の規定による。</p> <p>10 入札の無効に関する事項 宮崎県財務規則第125条に該当する入札は、無効とする。</p> <p>11 落札者の決定方法 有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。</p> <p>12 契約に関する事務を担当する部局等 宮崎県総務部人事課法令遵守・人給システム担当</p> <p>13 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>14 その他</p> <p>(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会は調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。</p> <p>(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。</p> <p>15 Summary</p> <p>(1) Nature of service and quantity required: Personnel and payroll management system to be used by the Miyazaki Prefectural Government(software and hardware),1 set.</p> <p>(2) Closing date and time for the tender: Tuesday 9 October 2007 9:00 a.m.</p> <p>(3) Contact point regarding the notice: Personnel Administration Division, General Affairs Department, Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8501 Japan, TEL: 0985-32-4474</p>
---	---